

第 6 回農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 7 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

- － 議 事 日 程 －
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 報 告
 - 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 報告(報告第20号から第23号)
 日程第4 議事(議案第19号から第20号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 堀 正

委員の定数 25名
 委員の現在数 25名

出 席 委 員 (22人)

1 番	樋上 豊	3 番	土合 正夫
4 番	帯刀 眞理子	5 番	浅井 満
6 番	城石 美枝子	7 番	金 賢志
8 番	炭谷 一三	9 番	森 敏朗
10 番	進藤 久司	11 番	栗山 信治
12 番	松山 宗則	13 番	明石 茂
14 番	末永 久義	16 番	高橋 吉博
17 番	前田 進	18 番	竹内 正治
19 番	永森 薫	20 番	高口 宗範
21 番	稲垣 潔	22 番	山崎 善夫
23 番	堀 正	25 番	小川 博行

欠 席 委 員 (3人)

2 番	白山 一男	15 番	林 康弘
24 番	有沢 敏博		

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 20 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 21 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について
報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修
主 査 吉田 大樹

副主幹 村中 一也
主 事 原 美里

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（堀会長）

ただいまから、第 6 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「13 番 明石委員」「14 番 末永委員」をそれぞれ指名します。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（堀会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

－ 報 告 －

議長(堀会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

－ (議案第20号の説明) －

議長(堀会長)

報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

－ (報告第21号の説明) －

議長(堀会長)

次に、報告第21号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理についてを議題とします。

概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了承をお願いいたします。

— (報告第22号の説明) —

議長(堀会長)

次に報告第22号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

明石委員

議案第22号の1番について、譲受人の住所が●●県だが、富山県内に支店等があるのか。

事務局(吉田)

支店は富山県内にはない。

議長(堀会長)

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

— (報告第23号の説明) —

議長(堀会長)

次に報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

－ 議 事 －

議長（堀会長）

次に日程第４、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

－ （議案第１９号説明・表決） －

議長（堀会長）

それでは、まず議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請についてをお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第１９号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第19号を許可することに可決されました。

— (議案第20号説明・表決) —

議長(堀会長)

次に、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第20号の1番について、永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第20号の1番について説明します。

申請人は、平成11年に●●営業所を開設し、建設機械のレンタル業を行っています。

●●営業所では、ショベルカーや除雪車の貸し出しを主に行っていますが、今年の大雪では除雪車の需要が大変多く、●●営業所内に置いている台数だけでは足りませんでした。

来年からの需要に備え、●●営業所に除雪車をあと2台置きたいと考え候補地を検討したところ、隣接する農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長(堀会長)

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第20号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。
よって議案第20号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

議長(堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって第6回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時20分

その他協議・報告事項

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

富山県農業施策に関する政策提案活動の実施について

次回開催場所と時刻について
7月6日(火)午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

配布資料

- ・のうねん5月号
- ・とやま農年だより

議 長

署名委員

署名委員